

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

## 受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 申請期限は令和5年1月31日(火)ですが、早めの申請をお願いします。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **5万円**

### 給付金の支給時期

鏡野町が確認書(または申請書)を受取した日から**2週間後**が目安です。

### 支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**の世帯  
(世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。)

令和4年1月~12月の収入が減少し  
**「住民税非課税相当」**の収入となった世帯(家計急変世帯)

#### 鏡野町から確認書が届きます

【書類確認後、早めの返送をお願いします】  
※一部申請が必要な場合があります  
令和4年9月30日時点で鏡野町に住民登録のある世帯へ確認書が送付されます。

#### 申請が必要です

申請書が必要な方は、下記までご連絡ください。申請書に必要な書類を添付し申請期限までに窓口、または郵送にてご提出ください。



**お問い合わせ先**

鏡野町総合福祉課 福祉係 担当:渡邊

電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

## 鏡野町物価高騰対策臨時給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油高及び物価高騰の影響を受ける家計の負担軽減を目的に「鏡野町物価高騰対策臨時給付金」を支給します。

#### ○給付対象者

令和4年9月30日において鏡野町の住民基本台帳に記録されている人を対象として、世帯主へ支給します。

○給付額 給付対象者1人につき1万円を支給します。(世帯主の口座に一括して給付)

#### ○手続きと給付方法

- ①世帯主あてに11月上旬頃に確認書をお届けします。
- ②申請書には、令和2年度の「特別定額給付金」を支給した際の口座情報と9月30日時点の世帯情報を記載していますので、確認のうえ提出(返送)してください。
- ③提出後、3週間程度で指定口座へ振り込む予定です。

#### ○申請書提出の際の注意

- ・口座情報を新たに設定したり変更する際は、振込先の口座番号と名義が分かるよう通帳のコピー(ネットバンクの場合はスクリーンショット等を紙に印刷)を添付してください。
- ・単独世帯の世帯主が亡くなった場合は受取人がいないため支給できません。

○申請期限 令和5年1月31日(火)

**お問い合わせ先**

鏡野町まちづくり課 担当:山本 電話(0868)54-2982